



設置された市長の付属機関という位置づけとなる。この条例は平成 29 年 12 月に制定し、平成 30 年 4 月に施行された。障害の理解や差別の解消に関する基本理念、市や事業者の責務、障害を理由とする差別の禁止、合理配慮などを規定したものとなる。

・協議会の所掌事務（役割）は、主に 3 点

①障害を理由とする差別に関する紛争解決において、市長からのあっせんの諮問を受けて調査審議をおこない答申する。

②障害者差別解消法の規定にある「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を有し、その事務を行う。

③条例の取組状況の評価

相談事例や市の啓発の取組など、情報を共有して評価などを行う。

・条例に基づき、障害を理由とする差別に関する施策のひとつとして障害福祉課のほか、市内 3 か所に相談窓口を設置している。これを「特定相談」と指す。話し合いで解決できない場合は、条例では「障がいのある人は、市長に対しあっせんの申し立てをすることができる」としている。なお、実効性を確保などのため正当な理由なく従わないと事業者に勧告・公表などができることが条例で規定されている。

[質疑・意見等] なし

## 6. 会長及び副会長の選出について

[事務局説明]

・「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例施行規則」に基づき、委員互選により会長及び副会長を選出する。

→委員長について、委員より吉川委員の推薦あり。賛成多数、異議なし。

副委員長について、委員長より長谷川委員の推薦あり。異議なし。

[決定事項]

・会長を吉川委員、副会長を長谷川委員とすることに決定。

## 7. 第 7 次障害者計画策定のためのアンケート調査結果について <資料 4-1・4-2>

[事務局説明]

・第 7 次障害者計画策定の基礎資料とするため、①障害者手帳所持者・難病患者 800 名、②市民 300 名、③市内事業所 100 社に、それぞれ内容が異なるアンケート調査を昨年 9 月から 10 月にかけて実施。回答率は①障害者手帳所持者・難病患者が 39.4%、②市民 26.7%、③市内事業所 36.0%となった。

[質疑・意見等]

・支援を申し出る側と支援をする側が、失敗や必要でないことも含めて対話をして解決を目指さなくてはいけないと思うが、支援を申し出る側の一方通行で、対話が遮断されてしまうケースが多く見受けられる。

## 8. 特定相談の対応状況について <資料 5>

[事務局説明]

・条例第 19 条には、障害のある人及びその関係者は「障害を理由とする差別に関する相談ができる」となっており、この相談を特定相談という。令和 6 年 3 月に相談があった 2 件について報告した。

[質疑・意見等] 個人を特定できる内容が含まれるため割愛とする。

## 9. 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取り組みについて <資料6>

[事務局説明]

- ・条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組に関して、各取組の令和5年度の実績と今年度の予定について説明。

### ①小学生向け条例ガイドブック配布

条例ガイドブック「みんなの笑顔」を4年生及び教職員の方に配布。令和5年度は全市立小学校に合計1,965部配布し、今年度も5月下旬に配布を予定している。

### ②市民等啓発事業

障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会と委託契約を締結し、事業を進めている。

1点目、7月から翌3月にかけて「やさしいまちの取組」として市内の事業所を訪問し、合理的配慮、ヘルプマークや耳マーク等の説明等を行った。2点目、5月から翌2月にかけて「キラリっ子ファミリーカフェ通信」を発行。発達障害がある子どもたちの特性、それに起因する困りごとについて、園や学校、保護者に知ってもらうための情報発信を行った。3点目、3月に聴覚障害の理解・周知のため講座（参加者12人）を開催。

令和6年度は、引き続き市内の事業所への周知として「やさしいまちの取組」や発達障害の理解・啓発である「キラリっ子ファミリーカフェ通信発行」を続けるとともに「障害理解のシンポジウム（+オストメイト理解のために学習会）」などを行う予定である。

### ③ヘルプマーク及びヘルプカードの配布

市内4か所（障害福祉課、窓口サービスセンター、健康会館及び総合福祉センター）で配布。令和5年度の配布実績は、ヘルプマークが1,079個、ヘルプカードが573個。令和6年度には、2,000個のヘルプマークの作製を予定している。

### ④いきいきたちかわ出前講座

「共生社会の実現を目指して」をテーマとした条例に関する講座を設定し、各種団体等へ周知啓発を行っている。令和5年度は1回実施し、参加者は19人。令和6年度も引き続き実施していきたい。

[質疑・意見等] なし

## 10. 今後のスケジュールについて <資料7>

[事務局説明]

- ・資料を基に今年度の協議会開催スケジュールを確認。

[質疑・意見等] なし

## 11. その他連絡事項等

なし

閉会